

豊前市農業委員会議事録

- 1 招集日時 平成 28 年 8 月 12 日 14 時 00 分
- 2 招集場所 豊前市役所3階 第1会議室
- 3 会議の議題は、下記のとおりである。

議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請に対する決定について

議案第 2 号 農地法第5条の規定による許可申請に対する決定について

議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

議案第 4 号 農用地利用配分計画案に関する意見について

議案第 5 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

4 豊前市農業委員会委員の出欠は、下記のとおりである。

委員総数	19名
出席	16名
欠席	3名

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
会長1番	松本 克己	出	13番	竹中 博藤	出
副会長2番	吉永 新一	出	14番	柏木 伸夫	出
副会長3番	青木 一巳	出	15番	山本 一彦	出
4番	柳井 規久夫	欠	16番	久保田 茂	欠
5番	吉村 孝信	出	17番	内藤 憲士	出
6番	寺光 正博	出	18番	磯永 優二	欠
7番	末延 憲治	出	19番	山崎 廣美	出
8番	今本 文徳	出			
9番	青木 春美	出			
10番	今吉 永幸	出			
11番	楠本 守亮	出			
12番	青本 壽	出			

5 農業委員会の議長は、下記のとおりである。

議長 松本 克己

6 農業委員会事務局職員は、下記のとおりである。

職員 湯越 恵子

開 会 の 宣 言

事務局 只今から平成28年8月の定例総会を開催いたします。
出席委員は19名中16名で定足数に達しておりますことをご報告いたします。

議長 14時00分 開会を宣言する。
本日の議事録署名委員は11番楠本守亮委員さんと、12番青本壽委員さんをお願いします。
会議書記は事務局職員の加来さんをお願いします。
今回の会議について日程説明。

議長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は3件でございます。
全3件は所有権移転に関するものです。
「議案第1号、通り番1から3を、議案書をもとに朗読」
全3件は、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議長 議案第1号について事務局の朗読が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

通り番1

14番委員発言 通り番1について説明いたします。
通り番1についてですが、譲渡人の●●●●●氏と譲受人の●●●●●氏は親戚関係です。●●●氏が大阪に住んでいるために耕作できないということで、●●●氏が譲り受けて管理耕作していくとのことです。間違いありませんので宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第1号の通り番1について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番2について、地元委員さんの説明をお願いします。

通り番2

9番委員発言 通り番2について説明いたします。
通り番2についてですが、譲渡人の●●●●●氏はかなり高齢でかつ北九州市に住んでいるため、管理耕作が困難な状態でした。●●●氏には後継者がいないため、その●●●氏の農地を譲受人である●●●●●氏が買い受けて管理耕作していくとのことです。●●●氏は赤熊に住んでおりますが、大村まで来て耕作するという確認をしております。間違いありませんので宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第1号の通り番2について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番3について、地元委員さんの説明をお願いします。

通り番3

7番委員発言 通り番3について説明いたします。

通り番3についてですが、譲渡人の●●●●氏は鞍手に住んでおり、管理ができないということで、隣接する農地を持っている譲受人の●●●●氏に贈与するというものです。市役所横の道を上って2つ目の信号を左に40メートルほど行ったところにあります。間違いありませんので宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第1号の通り番3について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

11番委員発言 無償移転となっているが、譲渡人と譲受人は身内になるのですか。

7番委員発言 身内ではないと思います。

議長 ほかに何かございませんか。無いようでございますので議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請について通り番1から3は原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第1号、許可申請通り番1から3について、原案通り可決いたします。

議長 続いて、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は2件でございます。
「議案第2号、許可申請の通り番1から2を、議案書をもとに朗読」

議長 議案第2号について事務局の朗読が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

通り番1

13番委員発言 許可申請の通り番1について説明いたします。

通り番1について、場所は旧国道10号線沿いにある前田小児科の真裏になります。●●●●氏が所有している田を●●●●氏が経営して

いる●●●●●●●●株式会社が無償で借り受けて太陽光発電パネルを設置するというものです。用途区域内であり、特に問題も無く、間違いありませんので宜しくご審議お願いします。

議長 議案第2号の通り番1について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

8番委員発言 周囲の住民の方からの反対とかは無いですか。

13番委員発言 それは無いです。

議長 ほかに何かございませんか。無いようでございますので、通り番2について、地元委員さんの説明をお願いします。

通り番2

17番委員発言 許可申請の通り番2について説明いたします。

通り番2について、場所は、三毛門駅から西側に100メートルほど行ったところになります。土地の名義は●●●●氏、●●●●氏の共有名義となっており、譲渡人は二人とも吉富在住です。譲受人の●●●●氏は市丸の辛島住宅に住んでいますが、道路の拡幅で立ち退きになるため、●●●●氏の畑を購入し、一般住宅を建てたいとのことで転用許可申請に至ったものです。用途区域内であり、特に問題も無く、間違いありませんので宜しくご審議お願いします。

議長 議案第2号の通り番2について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので議案第2号の農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、通り番1から2は原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことです。議案第2号、許可申請通り番1から2について、原案通り可決いたします。

議長 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認についてですが、福岡県農業振興推進機構を通じた所有権移転及び利用権貸借の関係になります。地元の関係委員さんは内容をよく確認していただきたいと思っております。いかがでしょうか。

14番委員発言 農地中間管理機構を通じた貸借についてですが、借賃を10年契約の1反2万円で契約している案件がありますが、途中で借賃の変更はできないと思っておりますが、米の価格が下がっていく中で経営をやっているのでしょうか。経営が成り立たない感じがあるが、市として何か指導はしないのか。

11番委員発言 付加価値をつけた販売方法をするなどすれば、やっていけたりするのではないか。10年間の契約というのをわかってしているのだから良いと思うが。

19番委員発言 市からの指導はできないと思う。

三善局長発言 営農組合が組合員に賃借料をいくら払うかは、営農組合の中で賃借の規定を決めていることなので、こちらから「借賃が高いので下げてください」という話はできない。

6番委員発言 借人の●●●●●は、貸人が同じ集落の構成員なので内部で取り決めをしていると思われる。その中での設定なので、高くても安くてもいいのではないか。

14番委員発言 1反当り一万円くらいで設定して、外でプラスして支払えば、価格が下がったときも対応できると思う。

三善局長発言 営農組合が反当り二万円で設定しており、この人のときは高くして、この人は低くとはできないでしょうから、またこれまでもこの借賃でやってきているので良いのではないのでしょうか。今後、採算が合わなくなって下げるとなれば組合員に周知して次の契約から下げるということになるのではないのでしょうか。

14番委員発言 物納であれば米の価格が下がっても対応できると思うが、機構貸借での物納はできないとなっている。10年間貸借なので借賃が高いと大丈夫だろうかと思うところはある。

議長 ほかに何かございませんか。無いようでございますので議案第4号の農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第3号については原案とおりに可決することにいたします。

議長 議案第4号 農用地利用配分計画(案)に対する意見決定について、農地中間管理機構を通した賃借権設定ですが、地元の委員さんは内容をよく確認していただきたいと思います。いかがでしょうか。

議長 これについてご意見はありませんか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第4号 農用地利用配分計画(案)に対する意見決定については原案通り可決して意見を進達

いたします。

議長 議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明についてですが、これは初めて議案に上がってきたものです。事務局の説明をおねがいします。

事務局 「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」説明いたします。相続税の納税猶予制度ですが、農地を相続した場合に、相続税の一部が一定期間猶予される制度です。相続人が農業を営んでいた被相続人から農地を相続し、農業を継続する場合に限り、農地価格のうち税務署で算定する農業投資価格を超える部分に対する相続税の納税を猶予するものです。制度の適用を受けるためには、相続税の申告期限までに添付書類をそろえて税務署に申告する必要がありますが、農業委員会ではその添付書類となる「相続税納税猶予に関する適格者証明書」を交付いたします。それでは、議案の読みあげをいたします。

「議案第5号、適格者証明願の通り番1を、議案書をもとに朗読」

議長 議案第5号について事務局の朗読が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

通り番1

13番委員発言 許可申請の通り番1について説明いたします。通り番1について、申請のあった8筆については農地として適切に管理されています。特に問題も無く、間違いありませんので宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第5号の通り番1について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

19番委員発言 所有者が管理をしなくなると、農地が荒れるとどうなりますか。また、確認はどのようにするのですか。

局長 荒らすと、猶予が受けられなくなります。また、税務署の調査が3年に1回あります

議長 ほかに何かございませんか。無いようでございますので議案第5号の相続税の納税猶予に関する適格者証明について、通り番1は原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第5号相続税の納税猶予に関する適格者証明については、原案通り可決いたします。

議長 以上をもちまして本日の全議案の審議をすべて終了いたしましたので、これをもって8月の定例総会は終了いたします。

議長 閉会の宣言
14時30分閉会を宣言する。

上記のとおり会議の顛末を記載し、その相違なき事を証するためここに署名する。

平成 28年 8 月 26 日

議長

松本克己



11番委員

榎本守亮



12番委員

青木壽



